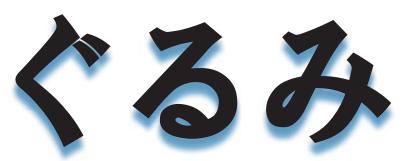


みやぎの多面的機能支払交付金



高めよう 地域協働の力!

平成29年度 第3号



~ Contents ~

- ◆ 協議会からの情報提供
 - ・平成29年度宮城県内の多面的機能支払の取組状況(見込み)
 - ・ 平成30年度 国予算概算決定が公表
 - ・東北農政局による抽出検査の実施
 - 第3回市町村担当者会議
 - 円滑な組織運営のためのポイント
- ◆ 平成29年度 実施状況アンケート調査結果
- ◆ お知らせ
 - ・農作業事故の未然防止について
 - ・ 活動組織の自己評価について
 - 多面的機能支払交付金活動のPR.紹介

_{のんびり} 第4回みやぎのふるさと 農美里フォトコンテスト入賞作品

平成29年度 多面的機能支払交付金の取組状況(見込み)

宮城県全体で992組織(全国では約2万9千組織)が多面的機能支払交付金事業に取り組み、県内農振農用地の61%にあたる約7万3千へクタールをカバーしています。今年度は、新規組織として28組織増加しましたが、13組織が協定を結んで広域組織化するなどの動きも見られました。

項 目	組織数
活動組織数	992組織
農地維持支払のみ	354組織
農地維持支払 + 資源向上支払(共同活動)	5 1 7組織
農地維持支払 + 資源向上支払(共同活動) + 資源向上支払(施設の長寿命化)	121組織

※ 資源向上支払(施設の長寿命化)のみの組織 (2組織:仙台市)については、カバー率の 算定の対象とならないことから、右表の「取 組面積」「組織数」には含まれていません

交付金額(県全体)	27億3千万円	
農地維持支払交付金		
	17億5千3百万円	
資源向上支払交付金(共同活動)		
8億1千5百万円		
資源向上支払交付金(施設の長寿命化)		
	1億6千2百万円	



市町村	取組面積	組織数
115-545	(ha)	WHITE SA
白石市	3 8 7	1 7
角田市	2,051	3 8
蔵王町	3 0 9	9
七ヶ宿町	2 2 0	6
大河原町	1 2 7	5
村田町	5 7 5	5
柴田町	6 4 6	1 3
川崎町	3 7 0	7
丸森町	1,278	3 9
仙台市	2,990	4 6
塩竈市	4 0	1
名取市	1,176	1 3
多賀城市	262	6
岩沼市	1,169	1 5
富谷市	192	4
亘理町	3,003	6
山元町	191	5
松島町	6 2 8	9
七ヶ浜町	119	1
大和町	1,804	3 5
大郷町	1,390	1 6
大衡村	9 1 0	1 0
大崎市	9,806	1 4 4
色麻町	2,000	2 2
加美町	3,647	4 1
涌谷町	1,879	1 9
美里町	4,359	2 0
栗原市	9,445	1 4 6
登米市	11,936	1 4 8
石巻市	7,376	1 9
東松島市	2,176	2 7
気仙沼市	6 1 9	8 1
南三陸町	1 5 8	1 9
計	73,236	992
カバー率	6 1%	
	1	

^{※「}取組面積」については ha 以下を四捨五入して表示

[※] 市町跨がりが2組織あるため、合計で2減している(大崎市と美里町1,東松島市と美里町1)

平成30年度 国予算概算決定が公表

「多面的機能支払交付金」に係る国の平成30年度予算の概算決定額が、484億1百万円(前年482億51百万円)と公表されました。その内訳は、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する「本体交付金」が468億1百万円。都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援する「推進交付金」が16億円となっており、平成29年度とほぼ同じ額となっています。



東北農政局による抽出検査の実施

平成30年2月8日と9日の2日間、多面的機能支払交付金の農 地維持支払及び資源向上支払(共同)の活動に係る東北農政局の抽 出検査が行われました。

宮城県土地改良会館(仙台市青葉区上杉)を会場に検査が行われ、 七ヶ宿町、大河原町、塩竈市、七ヶ浜町、大和町、大衡村の6市町 村、27組織が受検しました。

検査では、事前に提出された組織ごとの事業計画書、活動記録や 金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種 計画の策定、交付金の使途や残高等について検査が行われました。 併せて、荒廃農地調査結果に基づき、活動区域の農用地の保全管理 状況についても確認が行われました。

昨年度より、各組織の自己評価制度が導入(活動開始2年目と4年目)されていることから、農地維持支払交付金の活動要件でもある「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の活動実績や記録などの確認もありました。





この抽出検査は、多面的機能支払の実施に関する基本方針や各組織の活動計画書に基づき活動が実施されているか、交付金は定められたもの以外に支出されていないか、活動区域の農用地が適切に保全管理されているか、書類は適切に整理されているか、といった基本的な内容が検査されますので、日頃からこのような点に留意して活動してください。

平成29年度第3回担当者会議



平成30年2月15日に、宮城県土地改良会館(仙台市青葉区上杉)において、多面的機能支払交付金に係る「第3回担当者会議」を開催しました。

会議には市町村等の担当者約70名が出席し、1月25日に開催された東北農政局主催の「東北管内担当者会議(第2回)」の情報提供や宮城県における事業実施にあたっての注意事項等について事務局から説明し、併せて質疑応答を行いました。

円滑な組織運営のためのポイント

県外の活動組織において、『活動に参加した本人に日当を支払わず、団体で受領したままになっていた』、『総会を開催せず役員の 独断により運営し、使途不明金が生じた』といった、極めて不適切 な事案が報道されております。

この事案は、役員と構成員間の意思疎通や合意形成が十分に行われていないことにより生じたものと考えられます。

活動組織における総会や広域協定の運営委員会(参加同意した傘下の集落等も含む)の合意形成を十分に行うことにより、このような不適切な事案の発生を未然に防ぐことができます。

このため、国では活動組織の円滑な組織運営を図るため、『円滑な組織運営のためのポイント』についてのしおりを発行しました。

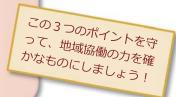
協議会から活動組織宛てお送りしておりますので、活動組織の構成員まで(広域活動組織にあっては傘下の集落等の構成員まで)の 周知を図り、活動の適切な実施をお願いします。





円滑な組織運営のためのポイント!

- 1 構成員の合意形成をしっかり行う
- 2 役員が行う事務はお互いに確認し合う
- 3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認する



平成29年度末で事業実施期間の終期を迎える組織

平成29年度末で事業実施期間の終期を迎える組織においては以下の対応が必要となります。

1. 地域資源保全管理構想の策定

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している組織は、活動期間中に「地域資源保全管理構想」を策定し、市町村長に提出する必要があります。策定されなかった場合、事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することとなりますのでご注意ください。

2. 事業計画の再認定

平成29年度の翌年度以降も継続して活動に取り組む組織は、 新規組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、組織の総会等を経て必要な書類を整え、翌年度早々に 市町村長へ認定申請手続きを行う必要があります。



3. 交付金の清算

事業計画に定める平成29年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還します。但 し、平成30年度以降も継続して活動に取り組む組織については、活動の円滑な継続のために、 翌年度以降に支出することが必要な活動に要する金額のみ、持越しすることができます。

平成29年度 実施状況アンケート調査結果



多面的機能支払交付金に係る「平成29年度実施状況アンケート」の調査結果を取りまとめましたので、 今後の組織運営や活動の参考としてください。なお、回収率は83.2%(994組織中828組織)でした。ご協力ありがとうございました。

問1 多面的機能支払交付金事業全般について、お聞かせください。

(1)代表の方の年齢について 教えてください。

昨年度に比べ、全体的に年齢構成がスライドした形で上昇したようですが、今年度からの再認定申請に伴い、80歳以上のみ1%の減少が見られました。



(2) 書記(庶務)を担当されて いる方の年齢について教え てください。

昨年度とほぼ同様の結果でした。



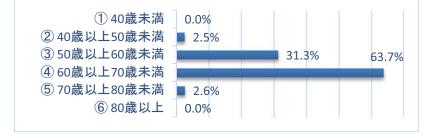
(3)会計を担当されている方の 年齢について教えてください。

昨年度に比べ、年齢構成がスライドした 形で僅かに上昇したようですが、(1) 代表者の年齢と同様、80歳以上のみ僅 かに減少が見られました。



(4)構成員(草刈り等の基礎活動 に参加される方)の方々のお およその平均年齢について教 えてください。

昨年度に比べ、50歳以上が8%減少し、60歳以上が8%増加しており、参加者の高齢化が見られます。

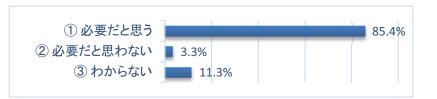


- (5) 省略(10ページに一部記載)
- (6) 女性の役員参加について教えてください。

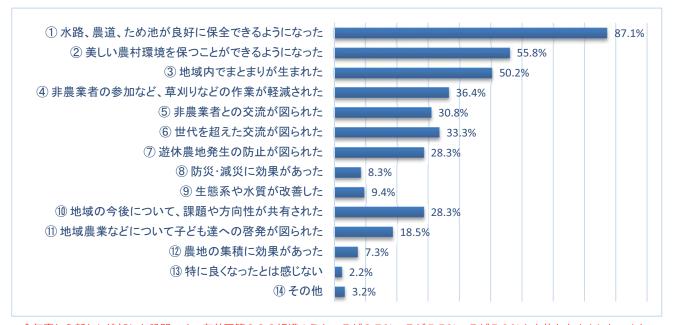
昨年度とほぼ同様の結果でした。女性 の活躍が期待されておりますので、ぜ ひご検討をお願いします。



(7)集落営農又は担い手を育成するために,多面的機能支払の 取組が必要だと思いますか。



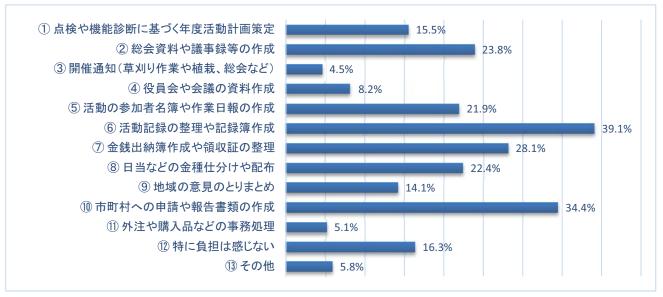
(8) 多面的機能支払交付金事業に取組んだことにより、地域で「良くなった」と感じることがあれば 教えてください。(複数回答)



今年度から新たに追加した設問です。有効回答822組織のうち、①が87%、②が55%、③が50%と上位を占めました。また、非農業者の参加や交流についても30%以上良くなったと回答がありました。

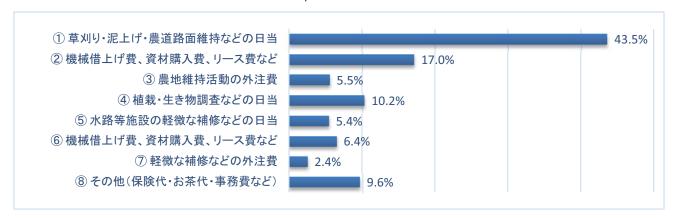
昨年度は事業期間の終期を迎えた組織が県内で185組織あり、「地域資源保全管理構想」を策定したことや「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の浸透もあり、⑩の「地域の今後について課題や方向性が共有された」との回答が28%ありました。 今後、これらの地域の課題について少しずつでも解消できるよう、ぜひ地域での話し合いをお願いします。

(9) 多面的機能支払交付金事業の「事務手続き」等を進めるうえで、特に「負担」と感じることについて教えてください。(複数回答)



今年度から新たに追加した設問です。約39%の組織が負担と感じていることは、「⑥活動記録や記録簿の作成」でした。ほかに市町村への申請や報告書類の作成、金銭出納簿や領収証の整理も上位となっています。中間指導時などでも、「書類へ記載する内容が分からない」、「字が小さくて見づらい」などのご意見も多数寄せられています。また、「短い期間での様式の変更をやめてほしい」などの意見もありました。逆に「特に負担に感じない」とのお答えの組織も16%ほどありました。

(10) 貴組織の今年度の交付予定金額について,活動費目ごとのおおよその支出内訳を教えてください。

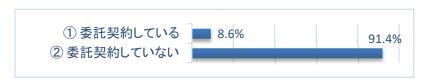


こちらも今年度追加した設問です。全体の60%が農地維持活動の日当や機械借上げ料として支払われているようです。 植栽などの農村環境活動は10%、農業用水利施設の軽微な補修も約10%、その他事務的経費もおおよそ10%となっているようです。※アンケート調査時点では「農地維持支払交付金」と「資源向上支払(共同)交付金」と分けてご記入いただきましたが、結果については合算で報告させていただきましたのでご了承ください。

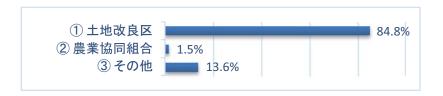
(11) 今年度交付された農地維持 支払交付金及び資源向上支 払交付金(共同活動)の額 について、どのように考え ていますか。



(12) 貴組織の事務の一部を委託 契約していますか。



(13) 上記(12) で「1 委託契 約している」と回答した方の みお答えください。委託先は どちらの団体ですか。



(14)上記(12)で「2 委託契約 していない」と回答した方のみ 今後,事務の一部を委託契約し たいと考えていますか。

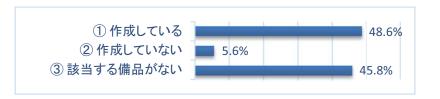


(15) 現在の活動期間(5年ごと) 終了後,次期の多面的機能支 払の取組をどのように考えて いますか。



今年度から、「③近隣組織と合併、又は広域化し継続したい」の選択肢を追加したところ、3%(28組織)が合併や広域化を検討されているようです。今後、「組織の広域化」に関する情報提供も行う予定です。

(16) 交付金で購入した器具・備品 について, 備品台帳を作成し ていますか。



(17) 農地維持支払,又は農地維持支払と資源向上支払(共同活動)の交付金を活用して,「施設の長寿命化のための活動」の取組を実施(日当の節減等により捻出できる範囲内で,施設の長寿命化のための活動を活動計画書に位置づけ,市町村から認定を受ける必要があります)することができますが,この方法で長寿命化対策の取組を実施する予定はありますか。

昨年度に比べ、「③この方法で予定(検討)している」が2%ほど増加しました。 経理の1本化の有無で活動記録等の書き方が変わってきますので、検討の際は市町村担当課まで必ずご相談ください。実施には総会等での合意、市町村の認定手続きが必須です。

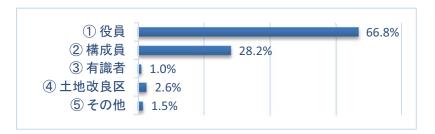


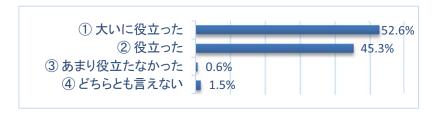
問2 農地維持支払の活動について、お聞かせください。

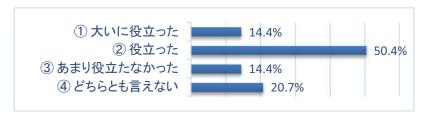
(1) 年度活動計画の策定に伴い, 施設の「点検」はどなたが 実施していますか。

今年度、新たに追加した設問です。地域の農業用水利施設などの状況について、役員や構成員が中心となって実施しているようです。

- (2) 本交付金は農地,農業用施設 (水路,農道,ため池等)の 適切な保全管理に役立ちまし たか。
- (3)遊休農地の発生防止に,本交付 金がどの程度役立っていると思 いますか。

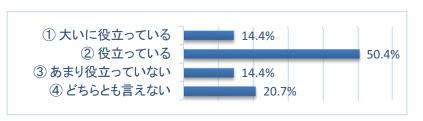




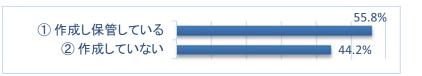


(4) 平成26年度の多面的機能支払交付金事業から新しく活動要件となった『地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農業者による検討会,地域住民等との意見交換会,農業者・地域住民等への意向調査など)』(毎年度1回以上実施)は、これからの地域資源の保全管理に役立つと思いますか。

昨年度は、①と②として約8割の回答がありましたが、今年度は6割に大きく減ってしまいました。この「推進活動」を通じて地域の今後の課題を整理した結果、顕在化した後継者不足や高齢化、役員のなり手などの"すぐには解消が難しい課題"に直面したことからの結果と推察されます。



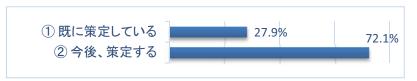
(5) 『地域資源の適切な保全管理の ための推進活動』の資料,会議 録及び調査結果等を作成し保管 していますか。



昨年度に比べ、「①作成し保管している」と回答された組織がやや増加しています。推進活動については、「自己評価」などにおいても継続した効果の推移を確認しておりますので、各年度の内容の記録、保管をお願いいたします。

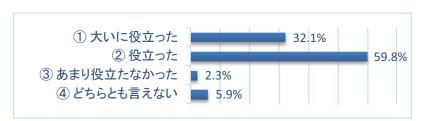
(6) 『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』を通じて,活動期間中に「地域資源保全管理構想」

として,適切な保全管理に向けて 取り組むべき活動・方策等をとり まとめるよう義務づけられていま すが策定しましたか。

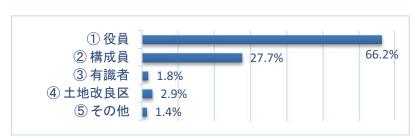


問3 資源向上支払(共同活動)の「施設の軽微な補修」について、お聞かせください。

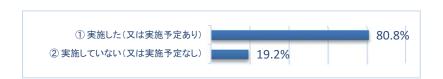
(1) 農地,農業用施設(水路,農道, ため池等)の補修に役立ちまし たか。



(2) 年度活動計画の策定に伴い, 施設の「機能診断」はどなたが 実施していますか。



(3)機能診断の結果、貴活動組織 では「軽微な補修」を実施 (又は実施予定)しましたか。



(4)上記(3)で「1 実施した (又は実施予定あり)」と回答 した方のみ。農業用施設の補 修を行う場合,どなたかに技 術的な指導等を受けていますか。



(5) 上記(4) で「1 受けている」 と回答した方のみお答えくださ い。それはどちらの団体ですか。



問4 資源向上支払(共同活動)の「農村環境保全活動」について、お聞かせください。

(1) 広報活動を今年度に実施していますか。

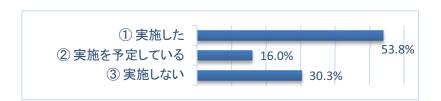
皆さまの活動や地域を保全管理していく上 での課題など、地域内外の方々にお知らせ していくことは大変重要です。

広報誌や看板設置のほか、回覧や集会所の 掲示版を活用するなど、たくさんの方々が

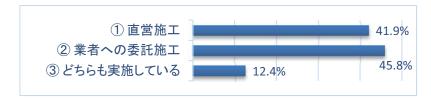


この活動を理解し、参加してくれるよう広報しましょう。また、インターネットを活用したホームページ制作やSNS (会員制のコミュニケーションツール)の活用など、発信方法は様々です。

(2) 地域住民等との交流活動,学校 教育,行政機関等との連携を 今年度に実施しましたか。



- 問5 農業用施設の資源向上支払(施設の長寿命化)の取り組みについて, お聞かせください。
- (1) 工事は、地域のみなさんでの 直営施工ですか。業者への 委託施工ですか。



(2) 施工箇所の設計や工事の際に, どなたかに技術的な指導等を 受けていますか。



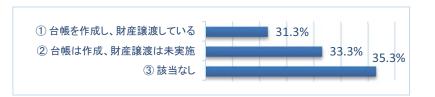
(3) 上記(2) で「1 受けている」 と回答した方のみお答えください。それはどちらの団体ですか。



(4) 対象施設の補修・更新等を行う 場合,施設の財産管理者,底地 所有者と協議して取り組んでい ますか。



(5) 更新等を行った施設については, 財産管理台帳を作成し財産譲渡 していますか。



■ 次世代のリーダー育成について

アンケート問1(5)で『リーダー育成に取り組んでいる事、意識や工夫をしている事』についてご記入をいただいた約430組織のうち、「次世代の若者や女性の方々をすでに役員等に取り込んでいる」と回答のあった組織が約200組織ありました。また、「自治会等の役員にあて職」や「退職者や事務職経験者の協力」などで役員を確保している組織も約50組織ありました。

一方、「次の役員は模索中」や「なり手がいない」などの回答も多数ありました。以下のようなご 回答やご意見もありましたので、一部ご紹介します。

- ・書記補佐、会計補佐を規約改正して後継者(若年層)を選任している。
- ・役職にこだわらず、いろいろな事務作業を分担している。
- ・自治会と同じく後継者、私の以降3代まで決定している。
- ・女性団体、青年層団体の長を役員として取り込み運営している。
- ・後継者がいない地区なので、今後は地区外の組織に頼りたい。
- ・次の代表は「あなたです。」と意識づけをしている。
- ・代表は年齢の若い人、年長者は事務のサポート。
- ・役員会は日曜日朝6:00~7:00まで(農閑期)に行っている。



■ ご要望・ご意見について

多面的機能支払交付金事業に関して、ご意見・ご要望が330件ほど寄せられました。項目別に分類したところ、以下のような結果となりました。



ご要望やご意見が多かった項目は、「事業制度の継続」や「事務処理の簡素化」の要望でしたが、 ほかに「国・県・市町村・協議会への要望」として、今後の制度への助言や事務局・指導体制の充実、 制度や様式を毎年度変更しないでほしいなどのご意見もいただきました。また、鳥獣被害や条件不利地 への対策要望もありました。

これらのご意見、ご要望やアンケート結果については関係機関と共有し、見直しが必要なものについて検討、要望していきたいと考えていますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いします。アンケートへのご協力、ありがとうございました。

協議会からのお知らせ

農作業事故の未然防止について

平成29年12月までに農林水産省に報告のあった共同作業中の事故は33件でした。昨年度5件発生している「死亡事故」は0件と重大事故は減少しているものの、草刈機への接触による被災(被害状況として創傷や眼の損傷)が全体の5割と非常に多くなっています。引き続き、安全確保・安全確認の徹底をお願いします。

『2017 全国農作業安全確認運動ポスター』 農林水産省ホームページからダウンロードが可能です



活動組織の自己評価について

多面的機能支払交付金の効果的な取り組みを支援するため、活動組織の自己評価が今年度も実施されます。

事業期間の2年目と4年目の活動組織が対象となり、本県では 今年度、約630組織が該当となっています。2月末には該当 の活動組織宛てに発送しておりますので、期日までに所在の市 町村へのご提出をお願いします。 「自己評価」は『地域資源の適切な保 全管理のための推進活動』及び『多面 的機能の増進を図る活動』に取り組む 組織が対象となります。これら活動の 実施状況や効果の発現状況などについ てご回答をいただくものです。

1月17日、大崎市鹿島台の鎌田記念ホールにおいて、「平成29年度宮城県中山間地域等直接支払協定活動支援研修会」が開催されました。ホールを活用し、多面的機能支払交付金の活動をPRしました。



1月31日~2月3日にかけて、仙台市青葉区の電力 ビルアクアホールにおいて、「みやぎの農業・農村パネル展」が開催されました。展示スペースの一部で、 多面的機能支払交付金の活動が紹介されました。





広報誌 ぐるみ(平成29年度第3号) 平成30年3月発行 宮城県多面的機能支払推進協議会

〒980-0011

仙台市青葉区上杉二丁目 2 番 8 号(宮城県土地改良会館内) Tel 022-263-5829 Fax 022-268-6390 ホームページ http://www.nmk-miyagi.org/ E-mail info@nmk-miyagi.org